

論題	相模国における真宗教団の展開 —「寺院の造立」を視点として— 附、大谷大学所蔵『申物帳』
著者	鳥居和郎
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— 第 12 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1985 年 (昭和 60 年) 3 月
判型	JIS-B5 (182mm × 257mm)

相模国における真宗教団の展開

——「寺院の造立」を視点として——

附・大谷大学所蔵『申物帳』

鳥居和郎

はじめに

神奈川県における寺院の創建に関する研究は、個々の寺院を除けば、宗派単位ではあまり行なわれなかった。同一の基準で寺院の創建年代を知るには、『新編相模国風土記稿』などの官製の地誌類等に頼らなければならない。

寺誌に関する記述は『新編相模国風土記稿』（以下『新編相模』と略す）においては、客観性を持ち、正確さを計っているものの、成立の時期が幕末ということもあり、造立の年代や由来の伝承は必ずしも全てが正確ではないし、郡により寺誌の精粗に大きな差も見られる⁽¹⁾。

筆者は以前より、浄土真宗の展開の過程に関心を持つものであった。関東地方におけるそれは、初期教団を除けばあまり研究されず、ましてや神奈川県域においては、史料の少ないこともありほとんど行なわれていない実状である。

近世初期の史料としては、近年活字化された西本願寺派の『木仏之留』⁽²⁾により寺院の増加の様子はある程度知ることが出来た、しか

し本県に関係ある史料は少なく、且つ期間も短かく不十分であった⁽³⁾。
東本願寺派においてもあまり知られていないが『申物帳』⁽⁴⁾と称す同様の史料があり、東本願寺と地方寺院の関係を垣間見ることが出来る。

この度大谷大学所蔵の『申物帳』を調査する機会を戴き、その膨大な量のなかよりとりあえず本県関係の調査を行った。最後にそれを紹介するとともに、『木仏之留』の記事と合わせ、『新編相模』の記述と比較しつつ真宗寺院の展開について私見を交え、時代を追って述べてみたい。

また小論を起こすにあたり、大谷大学の草野顕之氏・林一宗氏をして本館の鈴木良明氏の御世話になった。ここに記して深謝の意を表したい。なお本研究調査費の一部は、昭和五八年度文部省科学研究費補助金奨励研究(A)・課題番号58710183によった。

一

真宗寺院の「造立」を知るためには、前述の『申物帳』や『木仏之留』は欠くことの出来ない史料である。そこで、未だ活字化されていない『申物帳』について簡単に説明を加える。『申物帳』とは大谷大学図書館で所蔵する粟津家記録のなかに収められ、東本願寺の坊官粟津家が末寺からの寺号・木仏・御影・什物・寺格などの下付の申請を取り次ぐ奏者役を勤め、その職掌に係るものとして、途中、寛永二年・三年(一六二五・六)、寛文十一年・十二年(一六七

一・二)の四ヶ年が欠けるものの慶長二十年(元和元年・一六一五)より延宝九年(一六八一)までのおよそ六十五年に亘り、様々な申物が日を追う形式で記録されている。その願人も『木仏之留』同様、末寺・道場・講・一般門徒など教団のあらゆる層からなっている。

申物を行なう時は、門主・新門・取次者そして自らの上寺等に礼金を納めなければならなかった⁽⁵⁾ので、かなりの経済力を要した。

また寺号免許に関する事務手続きは、東西両派とも分立以前の形式をある程度踏襲しており、次にあげるのは西本願寺派の記録であるが参考となるので紹介する。

西本願寺派第十三世良如上人が慶安年中(一六四八~五二)に坊主門徒の守るべき制条を示した二通の消息を下し、その中の一通

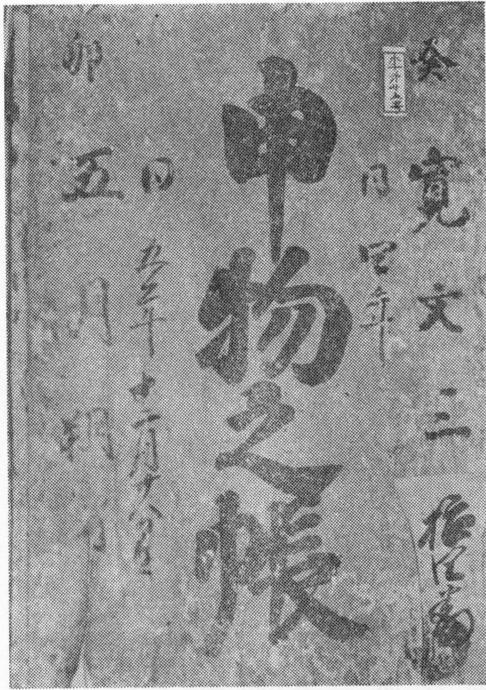


写真1 寛文三年~寛文五年の『申物帳』

『諸国惣坊主中・同惣門徒中』宛の消息の中に、七箇条の「専修念仏ノ行者等可制禁法」と別制として十五箇条の「諸国諸坊主衆ヘノ別制ノ掟条」があり、その別制の第六条に、

寺号望方、同行百余人ナキ者ニハ可_レ為_レ停止。其上ニテモ所ノ坊主衆ノ付状ヲ取、罷上リ奉_レ望ヘキ事。

とあり、道場の寺院化・寺院の創建には同行が百人以上必要であるとされている。

一概には言えないが、当時の一戸あたりの家族数を五人乃至六人として、戸数に換算するとおよそ十七戸から二十戸以上ということになる。相模国において一寺を支える郡平均の戸数は、多い郡で愛甲郡の四十一・九戸、少ない郡は鎌倉郡の十七・八戸、大住郡の二十一・二戸であり、相模国全体の平均では二十九・六戸であるので、これらの数から見ると「同行百余人」を条件としたことは、寺院の維持運営に関して最低限必要な数を保証せんとする意図であろう。

また同文中の、「所ノ坊主衆ノ付状ヲ取、罷上リ奉_レ望ヘキ事。」とあるのは、寺号申請に際してその地域の門徒僧の同意が必要であるという意味だが、千葉乗隆氏はこれを「本末関係が地縁関係によって形成される一契機となり得ることを示すもの」とされた⁽⁸⁾。

このことは、中世の真宗寺院は様々な門流⁽⁹⁾による法流師資の關係に立脚し、地域を超え、広範囲⁽¹⁰⁾に亘り宗教活動を行ってきたのに対し、近世のそれは従来の法流資師の關係を解消し、地域社会における結合を強め、本山の中央集権的機能を高めるといふ近世的宗教形態に転換させていく流れを見ることが出来るといえよう。

第一表 相模国の郡別諸宗派寺院数

郡	宗派	浄土真宗	浄土宗	時宗	日蓮宗	臨濟宗	曹洞宗	黄檗宗	真言宗	天台宗	真言律宗 (含四宗兼学)	本山修験派宗	当修山験派宗
足柄上郡		3 (1)	9	1	2	16 (3)	55	1	28 (1)	4 (1)	0	4	7
足柄下郡		7	43	6	48	21	74 (1)	4	28 (1)	2 (2)	0	7	16
洵綾郡		2	9	1	5	0	10	0	20 (1)	10	0	0	1
大住郡		8 (1)	36	1	23	41 (1)	97	7	66 (5)	40 (2)	1	13	15
愛甲郡		3 (1)	13	4	11	17	39	0	23 (2)	4 (2)	0	8	6
高座郡		10	41 (1)	4 (1)	26	20 (1)	74	0	61	3	0	16	18
鎌倉郡		15 (1)	48	12	46	92 (2)	19 (1)	1	49 (7)	10 (4)	11	1	9
三浦郡		40	68	2	44	31	18	0	23 (8)	6 (8)	0	6	5
津久井郡		3	1	1	0	47	9	0	38	1	0	7	9
合計		91 (4)	268 (1)	32 (1)	205	285 (7)	395 (2)	13	336 (25)	80 (19)	12	62	96

第二表 相模国における宗派別創建年代

宗派	年代	900以前	1000	1050	1100	1150	1200	1250	1300	1350	1400	1450	1500	1550	1600	1650	1700	1750以降	合計	年代不明	総合計
浄土真宗		0	0	0	0	0	0	18	4	2 (1)	0	1	6	9	12 (3)	8	11	3	74 (4)	17	91 (4)
浄土宗		0	0	0	0	1	5	5	3	4	11	5	12	40	48	51	18 (1)	4	207 (1)	61	268 (1)
時宗		0	0	0	0	0	0	0	10	7	1	2	0	0	1	0	0	0	21	11 (1)	32 (1)
日蓮宗		0	0	0	0	0	0	0	21	34	12	10	17	19	24	26	9	6	178	27	205
臨濟宗		0	0	1	1	0	4 (1)	6	11	32	47	25	29	21 (1)	15 (3)	19 (2)	14	5	230 (7)	55	285 (7)
曹洞宗		0	0	2	0	1	0	1	0	0	6 (1)	12	23	55	115	112	26 (1)	10	363	32	395 (2)
黄檗宗		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	5	12	1	13
真言宗		11 (1)	1	1	3	4	6	11 (4)	8 (3)	8 (2)	5	10	6 (2)	23 (3)	32 (5)	33 (4)	28 (1)	11	202 (25)	134	336 (25)
天台宗		6	2	0	0	3	1 (4)	0 (1)	0 (1)	1 (2)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (3)	4 (3)	7 (3)	8	6	43 (18)	37 (1)	80 (19)
真言律宗 (含四宗兼学)		0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	6	12
本山派修験宗		1	0	0	1	1	3	3	0	1	2	0	1	4	3	8	9	5	42	20	62
当山派修験宗		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	7	2	12	12	36	60	96

このように時代によって異なる、真宗寺院の制度的な違いを対比することが出来るが、このことが寺院の造立の上にもどう反映するかみていきたい。

二

教線拡張の状況は寺院の造立数の変化から知ることが可能であり、相模国の寺院の時代的・地域的・宗派的展開を数量としてみるために『新編相模⁽¹¹⁾』を参考として作製したものが第一表・第二表である。年代については原則として創建年を採ったが、年号のみ伝えるものはその年号の初年によった。これらが不明なものは、開山・開基・中興などの没年を採った。また創建年代が不詳なものは、伝承されているものの著しく信憑性を欠くものは不明扱いとした。しかし創建年代等は全てが正確に伝承されているとは限らないので、あくまでも概略を握むものとして戴きたい。

また次の(一)～(三)を表に反映させた。

(一)改宗した寺院で改宗年や改宗前の宗派等を伝えるものは、これらを表に反映させた。

【例】愛甲郡飯山村光福寺は隆寛の開山により天台宗寺院として造立され、隆寛は安貞元年(一二二七)に没した。天正年間(一五七三～九二)に改宗し真宗となった。

※また次のことを規準として設けた。

①以前は禅宗、密教のような漠然とした伝承のものは改宗のデー

ターに採らない。

②寺跡や長期間廃寺になっていた跡に別の宗派の寺院を造立したものは、①と同様にした。

③改宗前の創建年は伝えていても、改宗年が不詳のものは改宗年に関しては「年不代明」の項に加えた。

④改宗のため他宗に転じた寺院数は()の中に入れた。()内の数の寺院がその年代に離宗したことを表す。

(二)寺院が他郡へ移転した場合、移転の年代を伝えるものは表に反映させた。

【例】高座郡社家村浄光寺は、天文元年(一五三二)鎌倉へ造立されたが、寛永年間(一六二四～四四)に高座郡へ移転した。

(三)『新編相模』以外からも真宗寺院のデータ⁽¹²⁾を採った。

このように相模国の真宗寺院で造立された件数は九五ヶ寺で全体の四・九%にあたり多い宗派とはいえない。しかしながら、初期真宗教団の根拠地が関東であり、親鸞面授の有力門弟を中心とした多くの門流や道場が組織されたこと、平塚入道をはじめとして本県に關係のある弟子がいたこと、鎌倉時代末期において甘繩と大庭に門徒集団が存在したとされること、有力な寺院が存在したこと。また慶長七年(一六〇二)の本願寺東西分立前の末寺を伝える大谷大学所蔵の『古キ御末寺帳』によると、相模国關係では善福寺・長徳寺・最宝寺・正念寺などの名があり、同帳の他国の末寺に比して数量的に特に少ないとはいえない。

これらの点に依拠し、善福寺以下の寺院を拠点として教線拡張活

動がなされたことは想像に難くない。従って前述の数値はやや少な
きによるきらいがある。⁽¹⁷⁾これは近世期における展開が不充分であっ
たことが原因であろうか。

次に表ごとの特徴について述べてみると、第一表からは、明白に
真宗寺院の多い地域とそうでない地域があることがわかる。多い地
域としては三浦郡、次いで鎌倉郡をあげることが出来る。それぞれ
郡内寺院の一五・四%、六・五八%であるが、他郡では少なくなかつ
同比もほぼ二〜三%である。

さらに教線拡張の状況を年代的に見るのが第二表である。数量の
変化を見ると概ね二期のピークがあることがわかる。前期は文暦元
年(一二三四)親鸞の帰洛の前後である一二〇〇〜一二五〇年の五
十年間であり、後期としては一六〇〇年を中心とした前後百年間で
ある。

このように数値的にも二つのピークが確認されるが、次章よりそ
れぞれの増加期に造立された寺院の特質をあげてみる。

三

前期の増加期に属す寺院について述べるわけであるが、造立の状
況を伝える中世関係史料がほとんど残されていない今日、各寺院の
伝える寺伝がそれらを類推させてくれるものといえよう。開山・開基
等開創に纏わる伝承として、三浦郡野比村称名寺の「古は古義真言
宗にて大塔院と号せしが、貞永中住僧了法親鸞に皈依して改宗す」⁽¹⁸⁾

第三表 創建に関する伝承を持つ真宗寺院

(一) 真宗草創期の人物に纏わる人物の伝承を持つ寺院

郡名	村名	寺名	改宗者	被改宗者	改宗・開創年等	改宗前	その他	
三浦	野比	最宝寺	親鸞	明光	承元3年(1209)	天	台	鎌倉に 伝える ありと
〃	〃	称名寺	〃	了法	貞永年間(1232~33)			鎌倉に 伝える ありと
〃	〃	最光寺	〃	〃	〃			〃
〃	三崎	最福寺	〃	永教	寛喜2年(1230)			〃
〃	東浦賀	乘誓寺	〃	了源	安貞元年(1227)			〃
〃	不入斗	西来寺	〃	乗頓	寛元4年(1246)	天	台	〃
〃	大津	信誠寺	〃	〃	〃	真	言	〃
鎌倉	上之村	光明寺	〃	了恵	安貞元年(1227)			〃
〃	下倉田	永勝寺	〃	〃	〃			〃
〃	小菅谷	長光寺	覚如	了諦	〃	天	台	〃
高座	小和田	上正寺	親鸞	了智	嘉禄年間(1225~27)	天	台	兼学
大住	岡田	長徳寺	〃	〃	寛喜元年(1229)	真	言	〃
〃	落合	長徳寺	〃	西光	寛喜2年(1230)	真	言	〃
淘綾	山下	善福寺	〃	了源	寛喜元年(1229)	天	台	〃
足柄下郡	国府津	真楽寺	〃	〃	安貞年間(1227~29)	天	台	〃
(参考・武蔵国の神奈川県)								
久良岐郡	雑色	東福寺	親鸞	海弁	文永3年(1266)	天	台	〃
〃	〃	成就院	〃	祐元	建保2年(1214)	法	相	〃

(二) 本願寺教団確立後の人物に纏わる伝承を持つ寺院

郡名	村名	寺名	改宗者	被改宗者	改宗・開創年等	改宗前	その他
三浦	西浦賀	法善寺	蓮如	法頓坊	文明年間(1469~87)	真言	
〃	上宮田	来福寺	准如	祐光	寛永年間(1624~44)	天台	
(参考・武蔵国の神奈川地域)							
久良岐	六浦	長生寺	蓮如	頓乘	天正3年寂(1575)	真言	
〃	水取沢	宝勝寺	証如	空真	享祿~天文年間(1528~55)	臨濟	

(三) (一)・(二)以外の人物又は特に伝承がない

郡名	村名	寺名	改宗者	被改宗者	改宗・開創年等	改宗前	その他
三浦	長井	徳寺			文明年間(1469~87)	天台	
〃	三戸	宝徳寺			了善…天正元年寂(1573)	天台	
〃	逸見	浄土寺			天正年間(1573~92)	天台	
〃	野比	高德寺			永覚…永正17年寂(1520)		
鎌倉	中之村	長慶寺	実好	普占	超世	顕密二宗	実好普占は実如の孫
〃	矢部	善了寺			了全	真言	
愛甲	飯山	光福寺			春海…天正13年寂(1585)	天台	
(参考・武蔵国の神奈川地域)							
都筑	折本	真照寺				真言	

という様な表現が多いのが特徴といえる。親鸞が寺院の開創に直接関与したことを実証する史料はないものの類似の寺伝を有する寺院は多数ある。それらを分けると第三表のように概ね次の三通りになる。

(一) 親鸞、覚如などいけば真宗草創期の人物の化益により改宗を行う。

(二) 蓮如、准如、証如など本願寺教団確立後の人物の化益により改宗を行う。

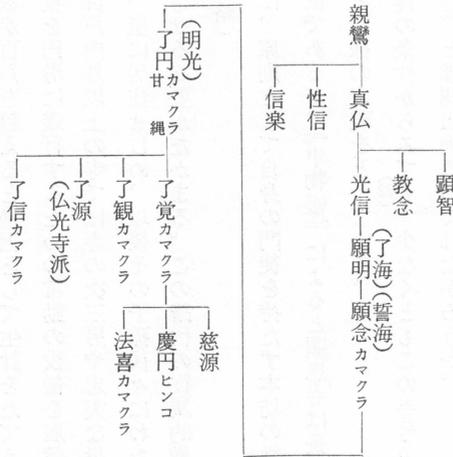
(三) (一)・(二)以外の人物の化益により改宗を行う。(大部分その名前を伝えない)

この(一)~(三)を時代的にみると、(一)が前期、(二)・(三)は後期の増寺期に属するものの、寺院草創の伝承の形態としては同様で、中世的特徴である法流師資関係の存在を強調し、寺院の開創に関連づけを行なうことが類型化しているといえる。同時に、真宗寺院開創の形態として他宗派からの改宗によるものが少なからずあることもわかる。これは表を見てもわかるように、真宗寺院が多く存在する三浦地方で例が多い。勿論、真言宗・天台宗といった旧仏教系寺院からの改宗が多いのは、真宗のみならず新仏教系宗派の展開のあり方の一つといえる。

また親鸞・覚如に関する開創伝承を持つ寺院は、年代的にも本願寺教団興隆以前に存在し、言わば非本願寺のそれも相模国においては明光系を中心とする門流といえるが、蓮如出現以降次第に本願寺の勢力下になったことは時の流れといえよう。

このことは児玉識氏が指摘するように、「本願寺教団の優勢な地域に頻発した一向一揆が、明光系の勢力圏内においては全く発生しなかった」ことも、最宝寺・長徳寺といった有力寺院が存在した相模国に一揆が発生しなかったことからも理解出来る。従来一部で説かれているように、相模国内の真宗は後北条氏による弾圧や改宗の強制により、門徒衆の弱体化のため一揆が発生しなかったとするのはそのまま肯んずるわけにはいかない。

第四表 明光に関する師資相承関係略図



『親鸞聖人総御門弟等交名』（『大谷本願寺通紀』
卷七所収）を参考として作成

前章で述べた前期のピークに属し中世的色彩を色濃く持つ寺院に対し、後期のピークは戦国期より始まる。これは本願寺教団の台頭

によるものといえる。また時代が下がれば下がる程、「改宗の経験」や「法流師資の伝承」とは無縁の寺院が増加していく、これら近世的様相を持つ寺院の増加を『申物帳』などから見えていきたい。

まず、よく使われる資料であるが、京都の西本願寺派金宝寺の明専が著した『紫雲殿由縁起』⁽²⁰⁾にその状況があらわされる。

寛永ト成リ京並ニ田舎ニ至ル迄辻本看主寺號ヲ望申一八世上静論ヨリ事結構ニナリ、坊主分モ威儀ヲ取り繕ヒ、他宗寺院ノ出會、近郷近理同居等有レ之ハ寺號ヲ名乗、サレハ他宗門ノ僧徒彌輕蔑ス、道場坊ノト申ヲ嫌ヒ、寺號ヲ名乗り度ト望、(中略)寛永ノ時世都鄙共ニ寺号ヲ望申。

つまり、今まで他宗寺院から道場坊と軽視された真宗の坊主が威儀を取り繕うため、礼金を出して寺号を免許されることが多くなったことがわかるが、相模国においても同様と思われる。『新編相模』に開山や開基として記録されている門徒坊主が『申物帳』や『木仏之留』に登上している例が少なからずある。

『新編相模』に「大住郡岡田村長徳寺の塔頭順恩寺は開基源了」との記録があるが、『申物帳』にも正保五年（一六四八）に同寺の記事がある。

閏正月八日 繪帯刀表佐渡
一教如様◎ 長徳寺下相州大住郡 宿佐渡
九月十二日出申候 愛甲庄岡田村

寺号望◎順忍寺ト御免 源了

このように『新編相模』では伝えない開創の年を『申物帳』によ

り知ることが出来る。

また源了は所謂「開基」ではなく、長徳寺を上寺として申物を行った道場主的存在ではなかったのだろうか。『新編相模』では塔頭と表現しているが、真宗では塔頭を普通は寺中（他にも地中・持僧・寺内・脇寺等）と称し『真宗史概説』によると、⁽²¹⁾

門徒の数が百戸を越えると僧侶として生計をたてうるばかりでなく、寺役を円滑に遂行するための常勤の役僧を雇傭する必要がある。二百戸内外以上の寺では寺の次三男や忠実な役僧を結婚後も寺内の一屋に住せしめ、以後その子孫代々にわたって寺役法要を補佐させる必要がたかまる。この譜代の従属的僧分が寺中である。（後略）

このように、原則として自身の門徒を持たず本坊の従属下に活動する宗教単位であるが、『申物帳』によると順恩寺は長徳寺下とあり、一般末寺と同様の表現をとっている。

寺号獲得の条件からみても、⁽²²⁾少なくともこの寺号免許の時点では独立した寺院と推測出来るのではなからうか。

また源了と同じ日附に記録されている高座郡社家村の圓賀の記事と比較してみると、『新編相模』には、

明窓寺 光室山旭登院と号す 京東本願寺末 本尊弥陀を安す、
中興捧珍と云ふ 慶長十八年九月十二寂す

とあるが、『申物帳』には

一蓮如様^同 長徳寺下相州高座郡^{宿同人}

九月十二日出申候 渋谷庄社家村



写真2 『申物帳』慶安三年七月七日の記事

寺号望^同明窓寺下御免 圓賀

とあり、先の順恩寺同様開山及び開創年を知ることが出来る。また源了と同様に圓賀が長徳寺を介して寺号を申物しているが、本願寺側の記録には表記の上からも順恩寺が明窓寺と比較して塔頭の表現はない。

さらに寺号免許と関連して考えなければならぬものに紙寺号がある。紙寺号が登上しているものとして『申物帳』慶安三年（一六五〇）の記事に、

七月七日
一紙寺号^同 長徳寺下相州大隅郡^{岡田}

戌ノ十月廿一日出ル 岡田村 應念寺

了覚

一紙寺号^{同日} 望^{同日} 長徳寺下相州高座郡
社家村 法閑寺

戌十月廿一日出ル

友心

この二ヶ寺は『新編相模』によると

應念寺 長徳寺塔頭 開基了覚

法閑寺 清谷山華臺院と号す、京東本願寺末本尊弥陀を置く開山を祐信と云ふ延宝三年二月廿八日寂す。

とあり、これらを比べると『申物帳』の記事が『新編相模』の伝えない部分を補っていることは改めて述べるまでもない。

また両寺院に免許された「紙寺号」とは教団内のみに通ずる寺号と推定されるが、⁽²³⁾寺法の監督下から国法のそれにかかる正式の寺院となった時、紙寺号免許の年を創建年としていることは、寺側にとって「寺号」免許と同義の位置づけがなされていることがわかる。

また先程の順恩寺の『新編相模』の記事と関連して、寺中(塔頭)に許可する寺号としてはむしろ紙寺号が適当であると思うが、しかし法閑寺は塔中ではない、ともかく何故このような使い分けがなされるのか今後の研究を待ちたい。

寺号の免許に関して、寛文四年(一六六四)の三浦郡逸見村浄栄寺の記事もこの時代を反映し興味深い。『新編相模』には、

浄栄寺 放光山と号す 京東六條本願寺末本尊弥陀を置く、開基

を惠春、貞享三年八月廿四日死す、と云ふ。

とある。『申物帳』には寛文四年(一六六四)の記事に、

二月廿九日 一木佛 相孛三浦郡逸見村

寺号 浄土寺^{榮寺ト御改}ト御免 惠春

とあるが、翌五年(一六六五)の記事には、

同日(六月六日) 一木佛 相州三浦郡逸見庄

寺号 吉倉村

浄栄寺^{榮寺ト御改}ト御免 惠春(銀)

右者帰参西方ニテ安置故御礼良なく

御免 取前浄土寺ト申候依望浄栄寺と

被成御改候

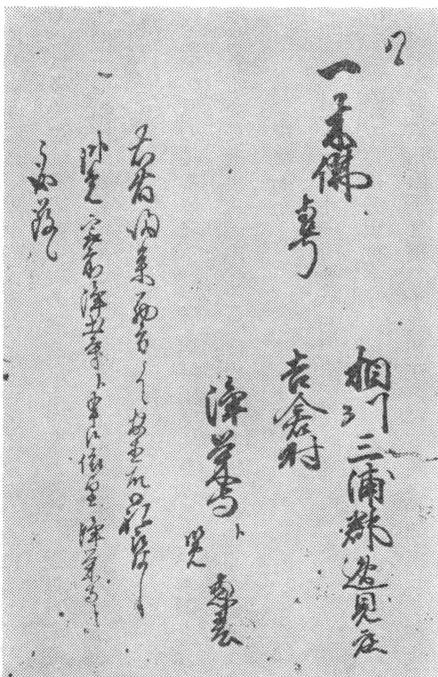


写真3 『申物帳』寛文五年六月六日の記事

とある。このように恵春の名で、寛文四年に浄土寺の寺号と木仏が下付され、翌年に再び浄栄寺と寺号を改めることが許可されているが、「帰参につき」と御札銀が免除されている。しかし逸見には西本願寺派の浄土寺が現存し、浄栄寺の寺伝によると恵春は浄土寺より養子に迎えられ、浄土寺の助力により衰退していた浄栄寺を興したとのことであるが、初め許された寺号が浄土寺であることを考えると不明の点が多い。

いずれにしても、本願寺の分立以来六十年を経ても混乱が続いている状況を見ることが出来る。

五

前章で触れたように、慶長七年（一六〇二）教如上人による東本願寺の別立以来、東西本願寺の対立は激化し、申物の礼金の軽減や免除を行ない、末寺獲得運動の激化により一旦属した派から改派するなど、慶長から元和にかけ真宗教団は混乱するに至り、帰参改派の問題が生じた。

さらに、千葉乗隆氏は寛永年間からの宗派と上寺を確定する『本末帳』の作製もこの混乱を増す一因となったと指摘された。⁽²⁴⁾

こうした混乱のため、東西本願寺とも帰参に関する詳細な事務処理の方法が定められ、⁽²⁵⁾さらに寛延三年（一七五〇）四月には、帰参の裁決を幕府に請う件数が増加したので、幕府より各地の領主が取扱うことの再確認の通達が発せられた。⁽²⁶⁾

このように真宗史上の大事業ともいえる東西分立によって、数量的には多くないものの寺院の造立にも影響が及び、近世真宗寺院開創の一つの様式ともいえる程である。この混乱と造寺の様子をみてみたい。

まず西派の『木仏之留』より相模国関係をみると、本願寺分立の年である慶長七年（一六〇二）に山下の善福寺の記事がある。

釈准如——

慶長七年十一月十六日

願主善福寺釈行宗^ヅ

右木仏者相州山下善福寺予武州江戸へ下向之刻路次ニテ馳走□□候間令免之者也

山下とは大磯にある村名である。この善福寺は『新編相模』によると

善福寺 龍頭山花山院と号す 京西六條本願寺末、天正中一旦東派に転じ、安永二年再本門に属す。開山了源

とある。「天正年間（一五七三〜九二）東本願寺派に転じ、安永二年（一七七三）西本願寺派に属す」との『新編相模』の記事を考えるに、東西分立と『木仏之留』の記事は慶長七年であるから『新編相模』が伝える天正の記事は誤りであるし、当然善福寺が東本願寺派に属するのは、慶長七年以降となる。また宝暦七年（一七五七）より明和二年（一七六五）までの四次に亘る親鸞の旧跡巡拝により、江州八幡の島屋長次が編した『親鸞聖人御旧跡二十四輩参詣記』によると、善福寺は東派となっているので、安永二年に西派に転じた

とあるのは信頼するに足りよう。

ともかく山下善福寺に対し足柄上郡壺下村に同名の寺があり、その寺について『新編相模』では

善福寺 龍頭山花水院と号す 京西六條本願寺末 平塚入道了源を開山とす、建長三年三月十二日寂す。

と他の寺院同様聞き書きを行っているが、続いて、

今推考するに當寺の如きは最後世大磯の善福寺を模して、創建せし事論なかるべし、(中略) 然れば彼寺東派に属せし頃、西派下に了源の遺跡を留めんがため、當寺を模造せし(後略)と明快に断言している。

さらに、同様の事例として、足柄下郡国府津真樂寺がある。『新編相模』によると、

真樂寺 勸山(すずめざん) 信樂院と号す、東本願寺末(中略)

天台宗の古刹なり、安貞の頃親鸞当国化益ありし時、現住性順、師資の約をなし、(中略) 親鸞を開山とし、顯知を二世とし、三世は是證と云り、中興超傳(後略)

とある。また安貞二年(一二二八)より親鸞が七年間住した寺伝も有するが、⁽²⁸⁾同寺も『木仏之留』並びに『申物帳』に記録が残る。

まず『木仏之留』には、

積准如——

慶長十四年己酉二月廿三日

願主真樂寺積善広

右木仏者相州西郡足下郡田嶋郷国府津善広依望如此也

とあり、慶長十四年(一六〇九)に木仏を下付され、この時は西本願寺派であることがわかるが、寛永八年(一六三一)の『申物帳』には、

(八月十三日 廿四日御出)

一御開山様 相州足柄下郡田嶋郷

御讀御免 国府津村真樂寺 超傳

帰参ニ付理門様ヲ御開山様此方へ取上御裏遊かへ被下候 会表もてんやくニ□仰付下候

同日

一教如様 右願人同人

御礼なし

会三十良 表与左工門

とあり、東本願寺派への改派が確認される。

このことは西本願寺派において、足柄上郡川西村勸山(かんどん)信樂院真樂寺を建立させるに至るのである。⁽²⁹⁾

また国府津の真樂寺では『申物帳』に名前を見せる超傳を中興としているが、この時期寺を運営し、本願寺に様々な申物をした僧が中興と評価される例は他にも多く、こうした中興的人物の頻出は、寺院の造立が増加する状況と共通するものがあるといえる。つまり本願寺の東西分立による末寺争奪合戦が引き起こした地方寺院の活性化が、これらの大きな要因といえよう。それは『申物帳』の記事の、「帰参ニ付……」と但し書きが付き、礼銀の免除及び軽減にかかる件数が多いことから理解されよう。

おわりに

既述のとおり、真宗教団の展開を寺院の造立の見地より、時代的に流れを追い、また伝承する寺伝の面からも私見を交えて述べてみたが、旧仏教系宗派からの改宗、真宗内部においては帰参改派の問題など様々な要因が複雑に絡みあい、さらに私の寺院調査が不十分なこともあり甚だ雑駁なものになってしまった。同時に紹介する『申物帳』と合わせて、本県における真宗教団形成の研究の一助となれば幸いである。

註

- (1) 寺誌に関していえば、概して足柄上・下郡が比較的詳細なのに対し、津久井郡、大住郡はそうでない。調査者が郡ごとに異なるためか。
- (2) 『木仏之留 御影様之留』(本願寺資料集成)。
- (3) 『木仏之留』に記録される県内の寺院及び門徒(道場主か)は、慶長七年の山下普福寺・高御蔵最宝寺、同十年の長浦村浄光寺・武州勝田郷最乗寺・二町屋村真福寺、同十二年の矢部村善了寺・長井郷長福寺、同十四年の国府津真楽寺、同十六年の鎌倉山内成福寺、元和五年の飯山郷法忍である。(村名等は原文のまま)。
- (4) 『木仏之留』の記録期間は慶長二年(一五九七)～寛文三年(一六六三)しかし慶長八・九年、元和二・三・六年、寛永元～十七・十九・二十年、正保元～四年、慶安元～四年、承応元～三年、明暦元～三年、万治元～三年、寛文元年の記録が伝わっていないので二

四年間分である。

またその一部を補うものとして『木仏並御影』(龍谷大学蔵)がある。慶長二十年(元和元年)～元和五年の三月二十九日までが記録されている。著者の調査によると本県関係では、元和四年に三件の記録がある。

- (5) 礼金の額は時代によって異なるが、その事務的記録として次の史料に詳しい。『申物諸願取扱方之記』『諸事心得之記』(真宗史料集成 第九卷所収)。

- (6) 『真宗史料集成』第九卷 十五～十八ページ。

- (7) 青山孝慈「江戸時代相州の寺院一」(『神奈川県史研究』四六)八ページ、第六表を参考にした。

- (8) 千葉乗隆『真宗教団の組織と制度』八五ページ。

- (9) 覚如の『改邪鈔』によると親鸞の門徒が各地に道場を開いたことがわかる。『真宗史料集成』第一卷所収。

- (10) たとえば野比の最宝寺が備後・安芸を中心として山南光照寺以下百余寺を有していたことはよく知られる。

- (11) 大日本地誌大系本(雄山閣刊)を使用した。

- (12) 『鎌倉廃寺事典』『三浦古尋録』など。

- (13) 『大谷遺跡録』『大谷本願寺通記』巻七「親鸞上人総門弟等父名」(以上『真宗史料集成』第八卷所収)、『親鸞上人御旧跡廿四輩記』(『親鸞聖人遺徳法輪集』(以上『真宗全書』第六五卷所収)など)によると、性信・信楽・明光などの名がある。

- (14) 前掲(10)、さらに石山戦争の際、相模の門徒が石山本願寺に兵糧を送ったことに関する文書が厚木長徳寺に残る。『神奈川県史』資料

編三 八三九〇・八三九七号文書。

(15) 大谷大学図書館蔵 粟津家記録 蔵函・1 『古キ御末寺帳』。

(16) 善福寺(滝綾郡大磯) 長徳寺(大住郡岡田と落合に長徳寺が存在するが村名が付記されていない) 最宝寺(三浦郡野比) 正念寺(津久井郡名倉)。

(17) 乾元元年(一三〇二)以来、数次の真宗教団に対する禁制があったことも、見逃せざる勢力が存在したことの裏付けではなからうか。
(参考として『神奈川県史』資料編三 六六四一・七五一八号文書等参照)。

(18) 『新編相模国風土記稿』三浦郡不入斗村西来寺の項。

(19) 児玉 識『近世真宗の展開過程』五六ページ。

(20) 『真宗全書』巻七〇 三七〇ページ。

(21) 赤松俊秀・笠原一男編『真宗史概説』三六四ページ。

(22) 前掲(6)。

(23) 大谷大学 草野顕之氏の御教示による。

(24) 前掲(8) 二六九ページ

(25) 東本願寺派『東本山御法寺要書』文政十一年(一八二八)写、西本願寺派『申物諸願取扱方之記』文化八年(一八一二)編集がそれである。〔真宗史料集成』第九卷所収)。

(26) 『御觸書寶曆集成』宗旨之部 一〇〇一。

(27) 中根和浩『二十四輩考』(『近世仏教の諸問題』二二九〜二三五ページ)またこの参詣記を参考として作られた、了貞の『廿四輩順拝図会』(『真宗史料集成』第八卷所収)にも東派とある。

(28) 『二十四輩順拝図会』後篇卷之五(『真宗史料集成』第八卷所収)。

(29) 国府津真楽寺が東に転派して『申物帳』に載る年より七年早い。これは国府津真楽寺の申物が実際の改派より数年後に行なわれたのか、川西村真楽寺の伝承が誤りなのか、どちらの理由で年代的差があるのか不明である。

附・大谷大学図書館蔵『申物帳』

まず体裁から述べると、何れも上質かつ厚手の美濃紙を粘葉綴合冊にしたもので、各冊とも大きさはほぼ同様でおよその寸法が縦二五センチ、横二〇センチである。数年分を合冊し、表題をつけてある。

各表題の前の記号は、粟津家記録として図書館で整理されている分類番号である。また目録上は全て『申物帳』となっているが、時代によって異なる。表題及び年次の記載は次のとおりである。

- 李函・12 御影様木仏御免日記 慶長二十(元和元)年、元和二・三年
- 御影様木仏出日記 元和四・六年
- 御影様木仏出日記 元和七・八年
- 御影様木仏出日記 元和九年
- 13 御影様出日記 元和九年
- 14 木仏御影様出日記 元和十(寛永元)年
- 15 御願様出留 寛永四・五年
- 16 御影様出日記 寛永六〜十年
- 17 御願様帳 寛永十一〜十五年
- 18 申物之帳 寛永十五年〜正保二年
- 19 申物之帳 正保二年〜慶安二年
- 申物之帳 慶安三・四年

- 20 申物之帳 慶安五(承応元)年〜承応二年
- 21 申物之帳 承応二〜四年
- 22 申物之帳 承応五(明暦元)年〜明暦四年
- 23 申物之帳 明暦四(萬治元)年〜萬治三年
- 24 申物之帳 萬治四年〜寛文三年
- 25 申物之帳 寛文三年〜寛文五年
- 26 申物帳 寛文六・七年
- 27 申物帳 寛文八〜十年
- 28 申物帳 寛文十三年〜延宝二年
- 29 申物帳 延宝三〜五年
- 30 申物帳 延宝五〜七年
- 31 申物帳 延宝七〜九年

というようになっており、一頁あたり二件平均で記入されている。一日あたりの処理件数も三十を越す日も珍しくなく、従って木仏や御影の生産数もかなりの数量になろう。

また日附の順が数箇所において前後しているのも、処理件数の膨大さによる混乱を物語る。

大桑齊氏の研究によると、申物の記録は奏者自身でなく、奏者の監督をうけつつ祐筆があたったものと推定され、監督を示すものとして申物の箇所に印が押されている。その印は寛永五年より「元故」の朱印が用いられ、同十三年には黒印となり、正保二年まで用いられる。元故の没後も同印が用いられているのは、個人的な印が受取印・承認印となったもので、正保三年よりは別の黒印が用いられて

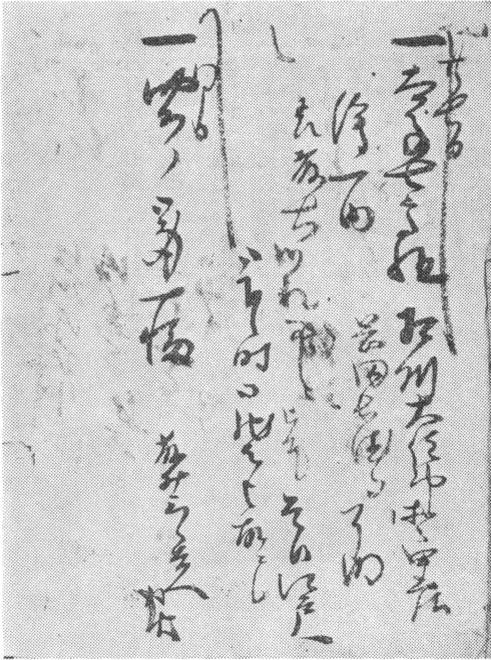


写真5 元和三年二月廿七日の記事(本泉関係の初見)

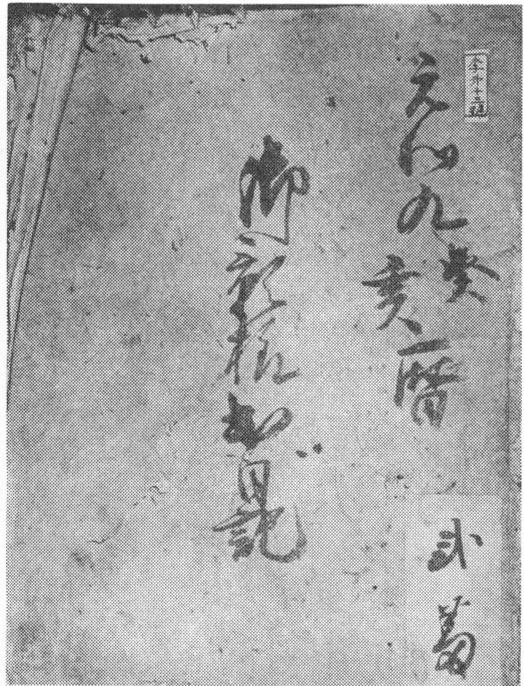


写真4 初期の『申物帳』(『御影様出日記』元和九年)

いる。

『申物帳』より抜き出した、神奈川県域に関する記事は次のとおりである。年次の前後している箇所もあったが年代順とした。また月初め以外は月名の記載が略されていたり、同じ日附けのものは同日となっているが、本稿においては必要と思われる箇所では具体的な月日を補ったが、それ以外の寺名や地名等の文字は全て原文のままである。

(元和三年)

二月廿七日

一 太子七高祖 相州大住郡愛甲庄

絵一内 岡田 長徳寺

表藤七 了内

御礼なしニ被下候是ハ江戸へ

御下候時御馳走申故ニ候

五月廿二日二両

一 御開山様 長延寺下相州小坂郡

絵帯刀 鎌倉山内庄倉田

表藤七 永勝寺 善通

関東へ御下向砌御礼なく

被下候、二両の御開山様候

木像也、御開山様馳走故

御免

六月廿二日

一御開山様 相州三浦不入斗郷

西来寺 了慎

会一内表甚七

是ハ御礼なしニ被下

(元和七年)

二月五日

一蓮如様 武州久良岐郡杖

会一内
表教念

田郷氷取沢村

宝勝寺 了願

歸り候故上様ハ百七匁五トウら様
(歩)

廿一匁五ト取次四十三匁斗残ハ

なく候

同日

一木仏 右同前願人はハ御礼

(マヤ) 被下候

是ハ阿佐ふ善福寺下

七月晦日

一教如様 相州落合長徳寺下

会帯刀
表教念 武州橘樹郡野登郷

祐念

十月十九日

一御開山様 長延寺下相州三浦郡

長井郷長福寺 法乘

婦参故御礼小判二両御志ニ上リ申候

加え□卷分判式フ上ル

(市九) 会□内表二匠エ門 祐賢取次

十月廿日

一蓮如様 右願人同前 是ハ理門様御免候

御裏書此方(三)て

(マヤ) ゆなるし候

同日

一木仏 右同前

十月廿日

一飛縁 武州橘樹郡平間郷

(マヤ) 称名寺 宗円 申上酒甚右

是ハ婦参候故被下候御礼なし

十一月四日

一御開山様 武州橘樹郡

会帯刀
表いか 平間郷 称名寺 宗円

(元和八年)

一蓮如様 二月廿二日 武州橘樹郡稻毛

庄加瀬郷 長□寺

一教如様 同廿二日 武州都筑郡村岡

庄綱嶋郷長福寺

(元和十年)

一御開山様 八月八日 相州大住郡落合

長徳寺 西長

会いなは 表与衛門

右之御礼錢理申し候上様へ斗二百五十目上ル

(寛永四年)

一蓮如様 十一日 相州足柄上郡早川庄小田原

九月十九日御出 新宿善照寺 祐専

会三十良 表空専

右善照寺 教如様御代ニ帰参尤只々罷登り
理り尤御礼なし

一御開山様 同日 右同人

九月十九日御出

是ハ理門様を被成御免尤善照寺所持□

只々持登り御裏被遊替被下候

会一内 表空専

(寛永八年)

一御開山様 八月十三日 廿四日御出 相州足柄下郡田嶋郷

御讚御免 國府津村真染寺 超傳

帰参ニ付理門様を御開山様此方へ取上御裏

遊かへ被下候 会表もてんやく三□仰付被下候

一教如様 同日 右願人同人

御礼なし

会三十良 表与左衛門

(寛永拾三年)

一御開山様 七月廿四日 甲州長延寺下相州三浦

郡横須賀村長源寺

七月十三日ニ御出 了誓

会三十良 表残雲

右之外何も利左エ門七兵衛ニ渡ス

六月十日

① 飛檐(匱) 右同人 利左エ門ニ渡

是ハ江戸御下向之節とつかへ罷出

西来寺一所ニ御馳走も申し候右西来寺ニ

御用拾在之ニ付御理リ申、御礼繼目無シニ

御免右近様御留寺故さ様故頼如此候

(寛永拾五年)

十一月十六日

一 木仏(匱) 相州国早川郡真名藪郷

了善寺

卯五月廿八日御出

帰参故御礼半分上

了徳

江戸ニ而願宗寺なく候理

吉左衛門

(寛永拾八年)

二月五日

一 木仏 長徳寺下武芴橘樹郡

二子村光明寺 林□

午六月四日御出江戸通光寺迄下ス

宿久右衛門

(寛永廿一年)

正月廿八日

未刻

一 飛檐(匱) 相州高倉郡大場庄

小和田郷浄照寺 空圓

江戸ニ而

杖浦関蔵殿へ御理ニ付

御門跡様へ斗黄金壹枚上リ御免

取次銀三枚(匱)

(正保三年)

三月十六日

午刻

一 飛縁繼目(匱) 相芴足柄郡小田原

正恩寺 了可

銀子拾枚ニ而御免

(正保五年)

閏正月八日

会帯刀表佐渡

宿佐渡

一 教如様(匱) 長徳寺下相州大住郡

九月十二日出申候 愛甲庄岡田村

寺号望(匱) 順恩寺ト御免 源了

同 繪表同人 宿同人

一 蓮如様(匱) 長徳寺下相州高座郡

渋谷庄社家村

九月十二日出申候 圓賀

寺号望(匱) 明窓寺ト御免

(慶安三年)

三月十八日

繪兵庫 表巻岐

一 御開山様 落合長徳寺下武列橋郡

卯月十三日出申候

御贄望

稻毛之庄登戸村

長念寺 祐心

為涼臺院中根平十郎寄進

同日

願主

一 涼臺院秀月歎(影)

中根平十郎

生(平カ) 結法縁 御贄御判望

信水深如淵 涼臺院秀月禅尼如此表書被遊候

巳五障雲霧

一 持覚月圓

注・右の二件は×で抹消してある。慶安三年の年号のあとに「新帳写申候」と加筆されているので書替えを行ったものか、しかし他の箇所にはない。

七月七日

一 紙寺号(マ) 望 長徳寺下相州大隅郡

戊十月廿一日出ル

岡田 岡田村應念寺

了覚

同日

一 紙寺号(マ) 望 長徳寺下相州列高座郡

戌十月廿一日出ル

岡田 社家村法閑寺

友心

(承応四年)

一 飛檐継目(マ)

二月六日午刻 相州大住郡愛甲庄

岡田村長徳寺

了因

(明暦四年)

一 飛檐継目(マ)

三月廿一日酉刻 武州都筑郡小机郷

新羽村善教寺

満心

一 飛檐継目(マ)

卯月十六日辰刻 相州高座郡澤柳村

善徳寺 存龍

四月廿日

一 太子七高租(マ) 相州高座郡鶴沼村

子二月廿一日出ル

万福寺 良意

会表伊勢江斯

一 飛檐(マ) 武州都筑郡折本村

六月廿三日巳刻 真福寺 了意

同月十日

一 御開山様(マ) 武州橋樹郡川崎町

丑同月十九日出ル 德泉寺 明専

一 飛檐繼目[㊦] 八月廿二日午刻 相孑大住郡落合村

長徳寺 西秀

一 飛檐繼目[㊦] 九月三日巳刻 相州三浦郡不入斗郷

西来寺 祐敬

一 飛檐繼目[㊦] 九月三日午刻 長延寺下相孑三浦郡

横須賀

長源寺 道頓

(萬治三年)

一 宣如様 九月廿日 相模三浦郡榎戸村

□□月廿一日出ル 光龍寺 漸哲

右ハ帰参之為御褒美被成

御免候由御礼良無之^(銀)

(寛文二年)

一 飛檐繼目[㊦] 九月晦日巳刻 相孑高座郡小和田村

浄照寺 円山

(寛文三年)

一 木佛[㊦] 十二月四日 相孑足柄郡箱根

万福寺 祐清

右當分御礼半銀上ル相残所来春

可指上旨箱根御宿門田角右衛門

請取也右之半銀辰七月上納[㊦]

(寛文四年)

一 飛檐繼目[㊦] 正月廿八日巳刻 武州都筑郡

神奈川

良泉寺 誓念

歳貳拾壹

(注・神奈川は橘樹郡である)

一 飛檐繼目[㊦] 二月五日巳刻 相州三浦郡長井村

勤明寺 了順

歳三拾三

一 木佛 二月廿九日 相孑三浦郡逸見村

寺号

浄土寺^{榮寺ト御改} 御免 恵春

同日
一宣如様 同人

辰四月十一日出ル

右兩尊就帰參為御褒美 御免
最御礼銀なし

辰三月廿八日巳刻
一飛檐 相刃高座郡鶴沼村

※天小取次未進万福寺 良意
歳四拾壹

右者年来道中人馬之御馳走

申上候ニ付御礼銀之内新門様皆様之御礼四百三拾目

御□□以来荷物馬御馳走可申上候旨書物有

(注・※は色紙に書いたものを貼付)

四月四日未刻
一飛檐 相刃三浦郡三崎

浄称寺

了悦
歳貳拾六

右者帰參為御褒美□御免尤

御礼銀なし

五月廿一日
一御開山様◎ 相州三浦郡三崎

午九月三日出ル 浄称寺 了悦

御賛望

十二月四日
一顕如様

申五月十二日出ル

御賛望 三崎 相州三浦郡

右者帰參西御門跡御裏被遊替候
尤御礼銀なし

(寛文五年)

四月十六日午刻
一飛檐繼目◎

相刃大住郡落合村 休山
長徳寺

五月十五日戌刻
一飛檐繼目◎

相刃足下郡早川庄 幡栄
小田原

右者御門跡様江戸御下向之砌
善照寺

大磯迄毎度御馬廿足宛御馳走

可申上由断故 新門様皆様

御礼銀被成御容拾候

六月六日
一木佛

寺号 吉倉村

相州三浦郡逸見庄

浄栄寺卜 惠春

御免

右者帰参西方ニテ安置故御礼銀なし
御免取前浄土寺ト申候依望浄栄寺と
被成御改候

(寛文六年)

十一月廿日午刻
一 飛檐継目[㊦]

武州都筑郡

神奈川

良泉寺

是寛

右者江戸御下向之砌其上年々

三度之御荷物御下候節御馬御馳走

可申上也御書付断有 新門様皆様

御礼良被成御用拾候

(寛文八年)

六月廿六日
一 太子七高祖[㊦]

相刃三浦入不斗郷

戌十一月三日出ル

御賛御名望

西来寺

祐敬

(寛文十年)

三月十一日申刻
一 飛檐継目[㊦]

相州高座郡鶴沼

村

万福寺 良寿

右者年々 御門跡様江戸御下向之節
御馬御馳走被申候ニ付 新門様皆様
御礼良被成御用拾候

三月十七日巳刻
一 飛檐継目[㊦]

武羽橋郡川崎

平間

稱名寺 全慶

四月四日午刻
一 飛檐[㊦]

武羽橋郡河崎

徳泉寺 利山

右者年々三度之御荷物 御門跡様
江戸御下何之節河崎ノ品川迄御馬
御馳走可申上(候)也書物仕指上候ニ付
新門様皆様御礼良拾枚被成御指延候

(延宝二年)

二月十日未刻
一 飛檐継目[㊦]

相州高座郡大庭庄

小和田村

浄照寺 春厳

三月晦日
一 太子七高祖[㊦]

相州高座郡大庭庄

小和田村
浄照寺 春岸

十月廿七日
(職幸力)
一 琢如様
相州御浦郡御崎
卯七月十日出
円照寺 浄永

寄進祐照

同日
一 太子七高祖
御贊御名 寄進勸正

卯七月七日出 御贊御名 寄進勸正

右御一家故御礼半良上ル

(延宝三年)

丑四月朔日午刻
一 飛檐繼目
相州三浦郡三崎

浄稱寺 法円

(延宝四年)

六月廿九日
一 太子七高祖
相州足柄郡早川庄

出ル 御贊御名 小田原

善照寺 幡栄

七月三日辰刻
一 飛檐繼目
相州高座郡

沢柳庄

善徳寺 源礼

(延宝五年)

正月廿八日
一 木佛
長徳寺下相刃

高座郡社家村

法閑寺 了清

二月廿三日
一 蓮如様
長徳寺下相州高座

郡 社家村

法閑寺 了清

(延宝六年)

十二月廿五日
一 太子七高祖
相州高座郡

御贊御名 沢柳郷

善徳寺 湧乘

(延宝六年)

三月十四日申刻
一 飛檐繼目
相刃高座郡鶴沼村

万福寺 良念

右は八御門跡様江戸御下向之節者

人馬御馳走申候三付 新門様皆様御礼良御免

(延宝七年)

八月廿八日
一太子七高祖

相刃鎌倉郡本郷

御贊御名

中之村

長慶寺 祐玄

右者帰参西御門主御裏書被遊替候ニ付

御礼良なし 御免

二月三日巳刻
一飛檐継目[㊦] 相刃大住郡

岡田村

長徳寺 了円

註

(1) 大桑 齊「東本願寺の奏者について——東西分派及び『申物帳』研究への一つの覚書——」『大谷學報』第四九卷 第二号)

(2) 粟津元故のこと、『宗學院編修部報』第十八號によると「元泉州堺町人、策庵、大學、右近、元辰聲養子、法名道雲、奏者役、寛永十三年霜月六日卒」とあり。

追記 調査には万全を期したつもりであるが見落しの箇所もあるかもしれない、今後の御教示をお願いしたい。